

手稲区自由通路で使用する電力（札幌市告示第2966号）に関する質問及び回答

No.	受付日	回答日	質問内容	回答
1	7月22日	7月24日	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者(北海道電力株式会社様)の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	入札時点の燃料費等調整単価を契約満了まで適用することはできません。みなし小売電気事業者が契約期間中に燃料費等調整単価を変更した場合は、その都度適用してください。
2	7月22日	7月24日	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。ただし、政府の支援政策に基づく値引きであることを内訳書等において明確に判別できるように記載してください。
3	7月22日	7月24日	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書に①請求金額及びその内容(業務名称)②債権者の住所及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者名氏名)③請求年月日の記載があり、札幌市の競争入札参加資格者が事前に登録した口座に支払う場合はWeb上からダウンロードして支払いが可能です。
4	7月22日	7月24日	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。 なお、当該電力契約における契約者間の按分はありません。
5	7月22日	7月24日	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	現在の契約電力は仕様書記載のとおりです。
6	7月22日	7月24日	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	毎月1日です。
7	7月22日	7月24日	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。
8	7月22日	7月24日	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。

9	7月22日	7月24日	【契約保証金の免除について】 保証金の免除について、札幌市契約規定第 25 条 3 項に該当する場合の免除のために必要なお手続きに関して、弊社が提出できる書類は契約書の写しのみとなり、その他の書類(履行証明書等)の提出が必要な場合はご対応が出来かねます。 その為、提出書類について事前にご教示いただく事は可能でしょうか。	契約書の写しの提出で問題ありません。
10	7月22日	7月24日	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第12条第1項のとおりです。
11	7月22日	7月24日	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じることが可能です。 【契約書（案）第12条】
12	7月22日	7月24日	【託送料金の見直しに伴う単価変更協議について】 現在、一般送配電事業者において託送供給等約款の見直しに係る変更承認申請が行われており、2026 年 11 月以降、託送料金単価が改定(値上げ)される見込みとなっております。しかしながら、現時点では改定内容の詳細が公表されておらず、当該改定影響額を入札単価へ適切に反映することが困難な状況です。 このため、今後公表される託送料金改定の内容により、当社において吸収が困難な負担増が生じる場合には、契約単価の変更について協議をお願いする可能性がございます。 あらかじめご了承いただけますようお願いいたします。	一般送配 電事業者の定める託送供給等約款の改定等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該 契約の全部又は一部を変更することができることとしております。 【契約書（案）第12条】
13	7月22日	7月24日	【電気を使用しない場合の請求について】 様式 5-2 単価一覧に「全く電気を使用しない場合」の基本料金単価を記載する欄がございますが、弊社では電気を全く使用しない月は単価を半額にするのではなく、算定した基本料金を半額にし、ご請求いたします。そのため、弊社が落札した場合には「全く電気を使用しない場合」の単価欄についての記載を修正いただくことは可能でしょうか。	全く電気を使用しない場合の基本料金は契約書案第11条第2項第2号の規定となりますので記載の修正する必要はございません。

14	7月22日	7月24日	【契約単価積算内訳書について】 割引・割増欄について該当がない場合は、項目を空欄もしくは罫線等の記載をするとして問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
----	-------	-------	--	----------